



西蒲民商ニュース

2020年9月14日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 0256・72・3372

FAX 0256・72・3321

国保の支払いが猶予された

持続化給付金、家賃

支援間に合います。

「コロナで家賃の負担が大きく民商に相談して申請した」「一週間くらいで15万円の支援金がでた」(スナック)「昨年父親がなくなつて、6月から自分が引き継いだが持続化給付金は申請した」(左官業、準確定申告していた)国保減免の申請をしたが、9月から国保の支払いがなくなった」(小売)等各種申請が増えていきます。国・県・市の補助金や支援制度を活用し、コロナによる商売の危機を乗り切りましょう。

【家賃支援給付金制度】

○支援対象業者

*法人や小規模業者やフリーランス

*5月〜12月の売上高一ヶ月50%減、

連続3カ月で前年同期比30%減

*商売で土地や建物の賃料を支払っている。

○給付額

個人 賃料(37・5万)の2/3の6倍

法人 賃料(75万)の2/3の6倍

個人最大3百万円 法人最大6百万円

○用意するもの

宣誓書

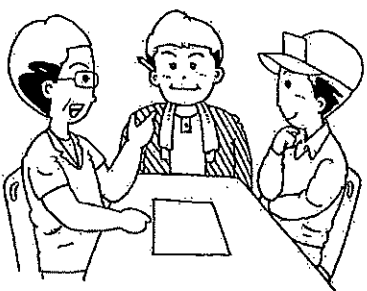
家賃等の賃貸契約書 申請日が契約期間に入っているもの。

家賃などの支払証明書(二か月分の通帳写し

や、振込明細書)、領収書

本人確認書類(免許証など)

昨年の確定申告書、今年の売上減少書類



家賃支援制度の申請をしよう

【持続化給付金手続き】

1、パソコンやスマホ申請

○経産省のホームページから「持続化給付金」を選択、仮登録し、メールが届いたら本申請をします。

2、事前に用意しておくと便利

○2019年度分確定申告書の控え

法人は法人事業概況説明書、別表1

収入金額がわかるもの(収支内訳書等)

確定申告の收受印のない人は、税務署で

納税証明書その2(所得金額用)

○昨年の売上と今年の売上減少月(50%

減)の比較が必要です。売上帳簿のひな

形は民商にもあります。

○免許証等の本人確認書類

○通帳や口座番号の現物

消費税減税、中小業

者を守る政治を！

自民党総裁選挙で、菅官房長官は、

「アベノミクスは推進、憲法改正に挑戦、

森友・加計問題は再調査しない」等安倍

路線の継承を明言しています。安倍路線

の行き詰まりが問題とされている中で、

異常な状況です。誰が首相に選ばれても

消費税減税、大企業・金持ち優遇の新自

由主義と決別し、中小業者・国民優先の

政治を要求して行きましょう。